

鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町



鷹巣阿仁地域 合併協議会だより

2005年(平成17年)1月1日発行 第10号 新春号

加賀

私たちの新市が間近にせまる

第15回合併協議会が12月21日に鷹巣阿仁広域交流センターで開催されました。

合併調印式後、はじめての協議会では、専門部会、分科会で検討された具体的な調整内容について7件の報告案件が了承されたほか、新市の指定金融機関などについて報告されました。

目次

- 新年あいさつ 2
- 第15回合併協議会報告 2～4
- 「合併決定書」交付 5
- トピックスホークスアカデミー 5
- お知らせ 6

新年のごあいさつ



鷹巣阿仁地域合併協議会

会長 岸部 陞

明けましておめでとうございます。

地域の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は二月に、鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町による合併協議会を設置し、四町の合併に向けた各種の協議を重ねて参りました。

地域住民の皆様の温かいご理解とご協力に支えられ、新市の礎となる合併協定項目の確認やまちづくり計画の策定も順調に進められ、十二月には、秋田県知事から、正式に北秋田市を設置する旨の合併決定書が交付されました。

本年の三月二十二日、いよいよもって新市「北秋田市」の誕生となります。

地方分権型社会への対応を目指した「平成の大合併」の大きなうねりの中で、全国規模の自治体の再編が進められておりますが、四町とも、昭和三十年以来の半世紀の歴史に終止符を打ち、新しい時代へ出発することになりました。

四町それぞれに、先人が築き上げた産業や大切に守り育てた文化がありますが、自治体の合併とは、これらを基盤として更なる地域振興へ向けてチャレンジすることでもあります。

そして、この原動力となるのは、四町の垣根が取り外されることによって生まれる地域の人々の融和にほかなりません。

新市のスタートがよりスムーズに行われるように、市役所の行政事務及び福祉サービス事業等の調整に、私たち協議会関係者一同も全力を傾注する所存でございますので、地域の皆様のお力添えをお願いいたします。

記念すべき本年が、明るく希望に満ちた一年となりますようご祈念申し上げます。

第15回合併協議会報告

平成16年12月21日、鷹巣阿仁広域交流センターで第15回合併協議会が開催されました。

協議会の冒頭で、新たに副会長に就任された近藤健一郎森吉町長から「地域の皆様とともに、新しい市に向けて一生懸命がんばります。」とあいさつがありました。

協議会では、分科会、専門部会で検討された具体的調整内容について次のとおり報告されました。

報告第20号

「地方税の取扱い」の具体的調整について

具体的調整内容

入湯税の免除については、合併時に再編する。

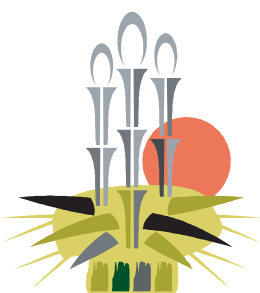
（入湯税の免除）

- 一、12歳未満の者
- 二、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者で、その利用料金が600円未満である施設において入湯する者。ただし、宿泊を伴う場合を除く。
- 三、市長が特に必要と認めた者。

報告第21号

「事務組織及び機構」の具体的調整について

報告された事務組織及び機構案でスタートすることが了承されました。概要については次ページに記載しております。



本庁の市長局部	企画部 総合政策課・財政課・広報情報課・電算システム課
総務部	総務課・職員課・管財課・税務課・収納課
市民生活部	市民課・保険課・医療推進課・保健センター・生活環境課・福祉事務所（福祉課・高齢者支援課）
産業部	農林課・商工観光課
建設部	都市計画課・道路河川課・下水道課・水道課
収入役	会計課
消防本部	消防署・予防課・警防課・総務課
総合支所	鷹巣支所 合川支所 森吉支所（前田支所） 阿仁支所（大阿仁支所）
市長局部以外	市議会 議会事務局
教育委員会	教育長 総務課・義務教育課・高校教育課・生涯学習課・中央公民館・スポーツ振興課・国体準備室
農業委員会	農業委員会事務局
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
監査委員	監査委員事務局

報告第22号

「介護保険事業の取扱い」の具体的調整について

具 体 的 調 整 内 容
5. 介護認定審査会については、合併時までに調整を図る。
（介護保険事業の取扱い） （介護認定審査会） 合併時までに調整を図る。
（審査会構成） 審査会構成は、6合議体（鷹巣町3、合川町1、森吉町1、阿仁町1）とし、委員定数は、1合議体につきそれぞれ5人で、合計30人とする。
（委員報酬） 報酬は、鷹巣町を除く3町の例による。 （10,000円/日）

「介護保険事業の取扱いについて」は、報告のとおり了承されました。



報告第23号

「納税関係」の具体的調整について

具 体 的 調 整 内 容
1. 納税貯蓄組合に対する補助金については、合併時に再編する。納税奨励金については、合併時に廃止する。
2. 口座振替については、合併時までに再編する。
（納税貯蓄組合への補助金等） 納税貯蓄組合に対する補助金については、 一、事務費 1世帯あたり3000円 二、運営費 1世帯あたり3000円 三、推進費 新規加入組合員 1人あたり 500円 （口座振替） 口座振替については、新市の金融機関等と調整を図り、市内の全ての金融機関及び郵便局での口座振替を推進する。

「納税関係の具体的調整について」は、委員から納税組合の納付状況について資料要求があり、次回提出することになりました。

報告第24号

「児童福祉事業」の具体的調整について

具 体 的 調 整 内 容
2. 保育料については、合併時に統一を図る。
4. すこやか育児手当については、合併時までに調整を図る。

（児童福祉事業について）

具体的な保育料については、合川町の例により、合併時に統一を図る。ただし、阿仁町については、激変緩和措置として段階的に引き上げ、3年後に統一した料金とする。（第6回協議会で確認済み）

（阿仁町の各年度の保育料の細部資料は掲載省略）

統一した保育料は、4月1日より適用する。

少子化対策として、合併時に統一して、次の事業を創設して実施する。

一、（すこやか出産一時金貸付事業）
退院時における一時的な出産費支援事業として、新生児1人につき30万円を限度として無利子の貸付制度を創設する。貸付期間は3ヶ月以内とし、一括返済とする。

二、（就学祝金事業）

ひとり親家庭に対して、小学校・中学校入学時に、1人につき一時金として1万円を支給する。

（放課後児童健全育成事業）

（学童保育事業）

料金については、森吉町の例により、合併時に統一を図る。傷害保険料については、実費負担とする。運営は、市直営で合併時に実施する。（第6回協議会で確認済み）

（調整の追加提案）

・運営について

ただし、鷹巣町の17年度からの新設クラブ運営については、社会福祉協議会へ委託する。

「児童福祉事業について」は、報告のとおり了承されました。

報告第25号

「学校教育事業」の具体的調整について

具体的調整内容

学校教育関係事務及び事業については、引き続き教育の質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整を図る。

（教育委員会）

委員数は、法令の定めにより5名とする。

報酬及び給料は、鷹巣町の例により次のとおり統一する。

報酬（月額）

- ・委員長 38,000円
- ・職務代理 35,000円
- ・委員 33,000円

給料（月額）

- ・教育長 581,000円

（鷹巣阿仁部教育事務協議会）

鷹巣阿仁部教育事務協議会は、合併の日の前日をもって解散する。

（遠距離通学費補助事業）

補助金対象の通学距離を、小学生4km、中学生6km以上とする。補助制度の実態は多岐にわたっているため、激変緩和措置として、新市において段階的に調整し、3

年以内に統一した制度を定める。

（奨学資金事業）

次のとおり統一する。

貸付金額

- ・高等学校 20,000円／月以内
- ・高等専門学校 20,000円／月以内
- ・短期大学 35,000円／月以内
- ・大学 35,000円／月以内

返還期間
・高等学校 6年以内
・高等専門学校 8年以内
・短期大学 4年以内
・大学 8年以内

返還方法

月賦、半年賦、年賦、（無利子）

貸付審査会

- ・委員数 6名

・報酬 6,500円／日

（学校給食事業・運営委員会）

名称

北秋田市学校給食運営委員

委員数 30名以内

報酬 6,500円（一日）

（学校給食事業・給食費）

一食あたり給食費

◎小学校（児童）

- ・合川地区 250円（補食給食）
- ・合川地区以外 270円（完全給食）

◎中学校（生徒）

- ・全域 300円（完全給食）

納入方法

- ・口座振替方式とする。

「学校教育事業について」は、報告のとおり了承されました。

報告第26号

「社会教育事業」の具体的調整について

具体的調整内容

社会教育事業については、次の区分により調整を図る。

（図書館事業）

鷹巣町の例により統一する。

名称

北秋田市立鷹巣図書館

北秋田市立森吉図書館

開館時間

・9時～17時

休館日

・第3日曜日、毎週水曜日

・年末年始（12月28日～翌年1月4日）

運営

・図書館協議会を設置する

・委員の定数 10人以内

※公民館図書室（合川町、阿仁町）

は公民館事業として新市に引き継ぐ。

（体育指導委員）

合併時に統合する。

- ・委員定数 65名以内

・任期 2年

・報酬 30,000円（年額）

「社会教育事業について」は、報告のとおり了承されました。

その他

一、12月20日に森吉町役場で、秋田県知事から「合併決定書」が4町長に交付されたことが報告されました。

二、新市の指定金融機関については、4町長で数回にわたり協議した結果、「秋田銀行」に決定したことが報告されました。

三、合併協議会の会長職務代理者に、濱田章阿仁町長が決定したことを報告しました。

四、市福祉事務所を設置するため、県に、各町より1名ずつ派遣し、生活保護の研修を行っていることを報告しました。

次回の合併協議会は、1月下旬の開催を予定しています。



県が「合併決定書」を交付

12月20日森吉町役場で、県北秋田地域振興局の石井護局長より、合併決定書が4町長へ交付されました。

知事による「平成の大合併」の決定書の交付は、県内では、美郷町、秋田市、潟上市、由利本荘市に次いで5番目となりました。



4町長が語る喜びの一言

岸部 陞 鷹巣町長より

この地域はもともと歴史的に一体となっているので、協議会も早く決まって、関係者のまとまった取り組みが功を奏した。

残念なことは、上小阿仁村さんが入らなかったこと。

今後、りっぱな新市を目指してさらに頑張りたい。

佐藤 修助 合川町長より

改めて合併するのだという思いを強く感じました。実質的には各町議会で決まったことではあるが、改めて立派な新市づくりに向けて頑張っていきましょう。

濱田 章 阿仁町長より

地方公共団体が合併に向かったことは、何十年に1回の遭遇であります。

4町の特色を生かして合併の意義を出して、各団体等と力を合わせて頑張りたいと思います。

近藤 健一郎 森吉町長より

ルールにのっとして、敷かれたレールを壊すことなくまい進して行きたい。

これまでの、前松橋町長の苦勞に感謝申し上げます。

更なる一体化を目指して頑張りたい。



●ホークスアカデミーで事務局職員が講話

12月14日、鷹巣町中央公民館で開催された、鷹巣町教育委員会ホークスアカデミー（鷹の学園）の講座で「合併経過と今後の動き」と題して、合併協議会事務局職員が合併についての説明をしました。

当日の講座には、講座生21人が参加され、合併のこれまでの経過、合併協定項目の確認内容、合併までのスケジュールについて説明し、新市に向けての動きについて理解を深めた講座でありました。

このような講座を通して、市町村合併がどう推進されてきたのか、また、新しい「北秋田市」の準備状況がどうなっているかなど、市町村合併について少しでも多くの地域住民に感心を持っていただければと考えています。

合併協議会からのお知らせ

**新しい市「北秋田市」
あなたの住所は
こう変わります。**



各町役場の住所を例とします

例1「鷹巣町」→ 秋田県北秋田市花園町19番1号

例2「合川町」→ 秋田県北秋田市新田目字大野82-2

例3「森吉町」→ 秋田県北秋田市米内沢字七曲23

例4「阿仁町」→ 秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町41-1

北秋田郡が「北秋田市」へ、各町名なくなる形になります。
阿仁町については、町名はとれますが大字の前に阿仁の名称が付きます。

見る 会議資料等が閲覧できます

開催された協議会の会議資料や、会議録が閲覧できます。

ご希望の方は、合併協議会事務局や鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町各合併担当課窓口までお越し下さい。

また、鷹巣阿仁地域合併協議会のホームページでも公開されていますのでご覧下さい。

聴く 協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受付けしてください。

尚、会場の規模等により傍聴できる人数を制限する場合もあります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

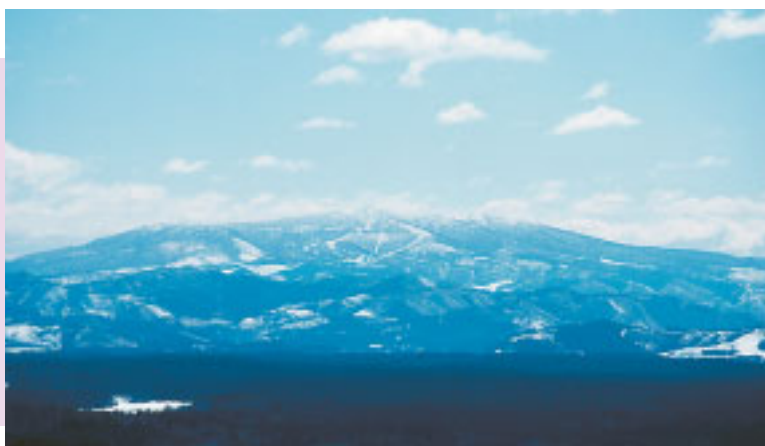


ホームページも
ご覧下さい!



ホームページアドレス
<http://www.takaa.jp>

冬の風景スナップ



冬の森吉山を望む



竜ヶ森地内

編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス gappei@takaa.jp